

令和 8 年度滋賀県産業廃棄物 3 R ・循環経済促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 知事は、循環型社会および循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現を図るため、別表 1 に掲げる者が産業廃棄物の 3 R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）および再生利用（Recycle））につながる事業のうち、別表 2 に掲げる事業を行う場合に要する経費に対し、令和 8 年度滋賀県産業廃棄物 3 R ・循環経済促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、別表 1 に定めるところによるほか、県税を滞納するなど法令に抵触し助成することが適当でないと認められる事業者でない者、規則第 4 条第 2 項各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象者が行う別表 2 に定める事業の実施に必要な経費について、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助率および補助額）

第 4 条 補助率および補助額は、別表 3 に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、別表 4 に定める経費とする。ただし、消費税および地方消費税相当額は含めない。

（事業計画書の提出）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第 1 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（審査および補助金の額の内示）

第 7 条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、別に定める審査会の意見を聴き、当該計画書の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、補助事業として適当と認めた事業計画に基づく補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、予算の範囲内において補助金の額の内示を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 前条第 1 項の規定による審査の結果、補助事業者として適当と認められた者（同条第 2 項の規定による内示を受けた者を含む。）は、交付申請書（様式第 2 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合、見積書等の根拠資料において消費税および地方消費税相当額が含まれていないことを明記（外税表記または税抜表記）しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 9 条 規則第 6 条に規定する補助金の交付の決定の通知は、交付決定通知書（様式第 3 号）により行う。

2 前項の交付決定の通知に通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が到達してから 30 日以内とする。

（申請の取下げ）

第 10 条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受理した日から 14 日以内にその旨を記載した文書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等の承認）

第 11 条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更承認申請書（様式第 4 号）または中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の 20% 以内の変更をする場合

イ 補助事業の目的および能率に影響を及ぼさない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更その他細部変更をする場合

（2）補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書（様式第 6 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了の日から 10 日以内に実績報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（検査および報告の徴収）

第 14 条 知事は、前条に定める実績報告書を受領したときは、実績報告書の内容について速やかに検査するものとする。

2 知事は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

（1）補助事業の内容に要した経費の支出状況についての検査

（2）その他知事が必要と認めた検査

3 知事は、第 1 項および前項の検査において、必要に応じ補助事業者に対して参考となるべき報告および資料の提出を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第 15 条 知事は、前条の検査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定額通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知に通常要すべき標準的な期間は、実績報告書が到達してから 30 日以内とする。

（補助金の概算払交付請求および支払）

第 16 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部について概算払により交付を行うことができるものとする。

2 補助事業者は、概算払による補助金の支払を受けようとするときは、概算払交付請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理および処分）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了後も、当該事業により取得し、または効用が増加した機械等もしくは施設設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産処分制限期間（令和 5 年 4 月 26 日付け経済産業省告示第 64 号に定める補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間に相当する期間をいう。）を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格または増加価格が 500,000 円未満のものは、この限りでない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

（補助金交付後の事業の経過報告）

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の運営状況等または産業廃棄物の発生抑制もしくは資源化の状況を記載した経過報告書（様式第11-1号、様式第11-2号または様式第11-3号）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿ならびに証拠書類を前項に規定する期間保存しなければならない。

（工業所有権に関する届出）

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権または意匠権（以下「工業所有権」という。）を補助事業年度または補助事業年度の終了後3年以内に出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後10日以内に工業所有権届出書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第20条 知事は、第17条の規定による財産処分、前条の規定による工業所有権の移転等またはその他補助事業の成果の実用化もしくは製品化により収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（成果の公開）

第21条 知事は、実績報告書および経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第22条 補助事業者は、この要綱の規定に基づき知事に対して行う申請、報告、届出その他の手続については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年8月10日付け滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第23条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表 1（第 2 条関係）

事業の区分	補助対象者
研究開発事業	滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者もしくは再生品製造業者または構成員の 2 分の 1 以上がこれらの事業者で構成される法人格を有する団体とする。 また、過去 3 年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外とする。
施設整備事業	滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者または構成員の 2 分の 1 以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。 また、過去 3 年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外とする。
販路開拓事業	過去の研究開発事業または施設整備事業によって開発または改良された製品の製造事業者、滋賀県リサイクル認定製品の製造事業者または構成員の 2 分の 1 以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。

別表 2（第 3 条関係）

事業の区分	補助対象事業
研究開発事業	次の要件を全て満たす研究開発事業。（大学または研究機関との連携により行う場合を含む。） ア 産業廃棄物の 3 R を目的とする技術、製品の研究開発 イ 先進的な取組であり、波及効果の高いものであること
施設整備事業	次の要件を全て満たす施設整備事業。 ア 産業廃棄物の 3 R に繋がる施設設備を整備し、活用するものであること イ 産業廃棄物の 3 R の効果が高い事業または先進的な取組であること
販路開拓事業	次のいずれかに該当するリサイクル製品・技術の販路開拓事業。 ア 過去の研究開発事業または施設整備事業によって開発または改良された製品・技術の普及を図り、産業廃棄物の 3 R に寄与する事業 イ 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の 3 R に寄与する事業

別表 3（第 4 条関係）

事業の区分	補助率	補助額
研究開発事業	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 研究課題につき 1,000 千円以上 5,000 千円以下

施設整備事業	補助対象経費の10分の1以内 (ただし、施設整備事業のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で定められている中小企業者または構成員の2分の1以上が県内中小企業者で構成される法人格を有する団体が実施するものの補助率は補助対象経費の3分の1以内とする。)	1施設設備につき 500千円以上 10,000千円以下
販路開拓事業	補助対象経費の2分の1以内	1事業につき 100千円以上 500千円以下

別表4（第5条関係）

事業の区分	補助対象経費
研究開発事業	材料費・消耗品費、旅費、謝金、機器設備賃借料、機器設備費、保守・改造修理費、外注費、資料費、委託費およびその他特に知事が認める経費
施設整備事業	構築物費、機械装置費、工具器具費、付帯工事費およびその他特に知事が必要と認める経費
販路開拓事業	展示会・商談会等への出展料または出品料、広告宣伝費（チラシ、パンフレット、商品カタログ等の製作費）およびその他特に知事が認める経費